

## 第4号議案

件名	県立学校管理規則の一部改正について
提案理由	学校行事の実施に当たっての基準を見直すこととしたこと等に伴い、 県立学校管理規則について所要の改正をしようとするものである。

# 県立学校管理規則の一部改正について

教育委員会事務局教職員課

## 1 改正の趣旨

学校行事の実施に当たっての基準を見直すこととしたこと等に伴い、県立学校管理規則について所要の改正をしようとするものである。

## 2 改正内容（第9条関係）

学校行事の実施に当たり安全確保の強化を図るため、学校行事全般について、教育委員会が定める基準により実施することとするほか、これまで教育委員会の承認または教育委員会への届出を要する行事についての規定に関し、関係条項の整理等を行う。

- ・ 第1項関係

学校行事全般について教育委員会が定める基準により実施する。

- ・ 第2項関係

教育委員会の承認を要する行事について明記する。

- ・ 第3項関係

教育委員会へ届出を要する行事について別途指示する。

## 3 施行期日

平成31(2019)年4月1日

○県立学校管理規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第九号

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校行事) 第九条 学校における教育活動の一環として実施する 学校行事については、教育委員会の定める基準により実施しなければならない。</p> <p>2 前項の行事の実施にあつては、校長は、その行事が海外で行われる場合又は修学旅行、登山 若しくは水辺におけるスポーツ活動である場合には、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第一項の行事のうち教育委員会が指示したものの実施にあつては、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(学校行事) 第九条 学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、登山等の学校行事については、教育委員会の定める基準により実施しなければならない。</p> <p>2 前項の行事の実施にあつては、校長は、その行事が県外で行われる場合又は宿泊を要する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を受け、その他の場合には届け出なければならない。ただし、教育委員会が特に指示したものについては、この限りでない。</p>

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(教職員課)